

秋支総安第 175 号の 2  
平成 24 年 1 月 12 日

社団法人  
青森県トラック協会 会長 様

東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員 秋田支社長 河野 浩



平成 23 年度踏切事故防止キャンペーンに対する協力について（依頼）

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、弊社の業務に対し、ご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社において、踏切事故の撲滅に向け「平成 23 年度冬期踏切事故防止キャンペーン」を平成 23 年 11 月 25 日（金）から平成 24 年 2 月 29 日（水）までの期間で実施しています。なお、厳冬期となる本キャンペーン期間中において、踏切手前の路面凍結による事故や踏切内における停滞脱出方法の啓蒙についても実施いたします。

つきましては、尊い生命や財産を踏切事故から守り、鉄道の安全・安定輸送を確保するため、道路交通法（第 33 条）に基づき、弊社におきましても努力してまいります。トラックドライバーへのご指導等、踏切事故防止の取組みについてご協力を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

【ご協力を賜りたい事項】

「踏切事故防止キャンペーン」用ポスターの掲示等

【ご指導をお願いしたい事項】

- 1 踏切では、必ず一旦止まって左右の安全を確かめてから通行すること。
- 2 交通渋滞等で車が前に進めない時は、踏切の中に入らないで、前に進めるスペースができるまで踏切の外側で待つこと。
- 3 警報機が鳴っている場合や、しゃ断棒が降りかかっている時は、絶対踏切の中に入らないこと。
- 4 しゃ断棒の降下により踏切内に閉じ込められた時は、そのまま前にゆっくり進み、しゃ断棒を押し開いて踏切から脱出すること。
- 5 脱輪などで踏切の中で車が動けなくなった時は、「非常ボタン」を押すか、発煙筒や上着を振るなどして列車の運転士に知らせ、列車を止める手段を講じること。
- 6 電化区間では、2 万ボルトの高圧電線がありますので、車両の高さ制限を遵守すること。
- 7 道路の幅により通行規制をしている踏切については、その規制を遵守すること。

【連絡先】東日本旅客鉄道株式会社  
秋田支社総務部安全企画室  
担当 三浦 正毅  
稲場 肇  
TEL018-833-1254

# 過信の代償

踏切前では、必ず一旦停止を。

踏切事故<sup>ゼロ</sup>運動